

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 ····· 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの ····· 再調達原価

ただし、道路、水路の底地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの ····· 取得原価

取得原価が不明なもの ····· 再調達原価

ただし、所得原価が不明な道路、水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 ····· 取得原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの

該当なし

イ 市場価格のないもの

出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権及び未収金の徴収不能に備えるため、過去5か年度の不納欠損実績率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、当会計年度末において発生していると認められる金額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) 採用した消費税等の会計処理

税込方式によっています。ただし、連結対象団体の一部は、税抜方式によっています。

(8) その他連結財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結対象団体（会計）間の相殺消去

連結対象団体（会計）間の繰入繰出額及び債権債務額等を相殺消去した金額で表示しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

- (4) 重大な災害等の発生
該当なし
- (5) その他重要な後発事象
該当なし

4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当なし
- (2) 係争中の訴訟等
大阪地裁平成29年（ワ）第828号 1.2 百万円
- (3) その他主要な偶発債務
該当なし

5. 追加情報

- (1) 連結対象団体（会計）の一覧、連結の方法（比例連結の場合は比例連結割合を含みます。）及び連結対象と判断した理由

一般会計等 一般会計 : 全部連結
一般会計等 土地取得事業特別会計 : 全部連結
公営企業会計 国民健康保険事業特別会計 : 全部連結
公営企業会計 駐車場事業特別会計 : 全部連結
公営企業会計 介護保険事業特別会計 : 全部連結
公営企業会計 後期高齢者医療特別会計 : 全部連結
公営企業会計 泉大津市水道事業会計 : 全部連結
公営企業会計 泉大津市病院事業会計 : 全部連結
一部事務組合・広域連合 泉北環境整備施設組合 : 比例連結（24.5%）加入団体
一部事務組合・広域連合 泉大津市、和泉市墓地組合 : 比例連結（93.8%）加入団体
一部事務組合・広域連合 高石市泉大津市墓地組合 : 比例連結（8.1%）加入団体
一部事務組合・広域連合 泉北水道企業団 : 比例連結（38.1%）加入団体
一部事務組合・広域連合 大阪府都市競艇企業団 : 比例連結（4.6%）加入団体
一部事務組合・広域連合 大阪広域水道企業団 : 比例連結（1.2%）加入団体
一部事務組合・広域連合 大阪府後期高齢者医療広域連合 : 比例連結（一般会計0.9%、後期高齢者医療特別会計 0.7%）加入団体
地方三公社・泉大津市土地開発公社 : 全部連結 出資比率が50%超
第三セクター等 泉大津埠頭株式会社 : 全部連結 出資比率が50%超
第三セクター等 泉大津マリン株式会社 : 全部連結 出資比率が50%超

ただし、下水道事業特別会計は地方公営企業法の移行期間とし、連結しないものとします。

- (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。一部の会計及び連結対象団体を除き、当会計年度に係る出納整理期間（平成29年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。